

吉祥寺二葉栄養調理専門職学校

進級・卒業認定に関する基準

進級・認定基準については、学則18条、および学則運営規定「Ⅰ－入学、進級、卒業、修了規定」第2～7条に規定されており、以下にその基準を示す。

1. 進級に関しては、学年毎に定められた所定の教科を原則全教科について合格することを要件とし、学年末に実施される進級審査会議をもって決定される。
2. 一部の教科について不合格があった場合でも、進級審査会議にて認められた場合は条件付きにて進級を認定する。
3. 卒業に関しては、各学科に定められた所定の教科をすべて合格することを要件とし、卒業年次の学年末に実施される卒業審査会議をもって決定される。なお、定められた全ての単位を修得しない限り卒業は不可とする。